

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年9月までは16万円、同年10月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年1月1日から18年5月1日まで

私は、平成5年1月6日から18年4月30日までA社に勤務していたが、13年1月から18年4月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に比べ低額となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、申立期間のうち、平成15年4月から同年9月までは16万円、同年10月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額と社会

保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、あつせんとした期間を含め、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 1 月から 15 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 18 年 4 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、給与支給明細書及び賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額であることから、当該期間は特例法に規定する未納保険料があつた期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和28年2月にA社に入社し、平成6年3月まで継続して勤務しており、途中で厚生年金保険被保険者記録に空白期間が生じるとは考え難いことから、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が発行した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び申立事業所の労務担当者の供述により、申立人は申立期間において申立事業所に継続して勤務（昭和42年4月1日に、A社B営業所から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月15日及び17年8月15日は、29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月15日
② 平成17年8月15日

私が勤務していたA社において、平成16年8月及び17年8月に支給された2回の賞与(各29万2,000円)から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、国の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給料支払明細書及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の賞与支給額及び事業主が賞与から控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①については、事業主が提出した給料支払明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準賞与額は同額(29万2,000円)であることから、また、申立期間②については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額(30万円)より、賞与支給額に見合う標準賞与額(29万2,000円)が低いことが認めら

れることから、平成 16 年 8 月 15 日及び 17 年 8 月 15 日は、29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年12月から61年8月までは16万円、同年10月から62年5月までは20万円、同年6月は16万円、同年7月から平成元年9月までは20万円、同年11月は26万円、2年1月から5年1月までの期間及び同年4月から6年6月までの期間は22万円、同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月から7年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年11月1日から平成7年7月1日まで
私は、昭和60年7月から平成7年6月末までA社に勤務していた。

しかし、同社から受け取った給与明細書を見ると、記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書、市民税県民税特別徴収税額通知書、町民税県民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額又は

報酬月額から、申立期間のうち昭和60年12月から61年8月までは16万円、同年10月から62年5月までは20万円、同年6月は16万円、同年7月から平成元年9月までは20万円、同年11月は26万円、2年1月から5年1月までの期間及び同年4月から6年6月までの期間は22万円、同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月から7年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち昭和60年11月、平成5年2月及び7年2月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書に記載されている報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和61年9月及び平成5年3月については、申立人が提出した給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

さらに、申立期間のうち平成元年10月及び同年12月については、申立人が提出した給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所が記録している標準報酬月額に基づいて計算した保険料と同額であることが確認できる。

加えて、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無く、このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月及び同年12月

私は、親の勧めで国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を平成2年5月か同年6月頃に妻の未納分と一緒に納付した。

2年を経過すると国民年金保険料の納付ができないと聞いたが、妻のみ納付済みの記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、同町役場が、平成2年5月31日に国民年金被保険者の資格取得届を受け付け、同月30日を国民年金被保険者資格取得日として国民年金に加入させたことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日欄にも、同年5月30日と記載されており、これらはオンライン記録とも一致することから、申立期間は、未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、平成2年5月か同年6月頃に、申立人とその妻の未納期間の国民年金保険料と一緒に納付したとしているところ、オンライン記録により、申立人の妻の昭和63年2月から同年11月までの期間の国民年金保険料の収納年月日は、平成元年4月11日（過年度納付）、同年4月（現年度納付（日付は特定できない。）、2年3月19日（過年度納付）であることが確認でき、申立人が国民年金に加入した同年5月30日の時点では、申立人の妻に係る未納期間は無い。なお、夫婦が同日に保険料を納付した記録が確認できるのは、同年5月及び同年6月分のみである。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和48年6月から53年5月まで

私は、昭和48年6月にA市からB区に転居した際、同区C支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で申立期間の保険料を納付していたが、記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和53年6月26日に任意加入被保険者として資格を取得しており、当該台帳の同年5月の欄に「この月まで納付不要」と記載され、昭和36年度から52年度までの保険料の納付状況欄には斜線が引かれていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和48年6月にB区に転居した際に、国民年金に加入したとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年6月に同区において払い出されている上、当該台帳における資格取得時の住所についても同区とされていることを踏まえると、申立人は、この頃に同区において国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から44年3月まで

私が会社を退職した昭和42年9月頃、私の母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続をして、保険料も納付してくれていた。

私は、母親が、「私たち（申立人の両親）の年金と一緒に払ってあげているからね。」と言ってくれたことや、母親がA市役所で保険料を納付する際に、私も何度か同行したことを記憶しており、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身がB社を退職した昭和42年9月に、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の番号の被保険者記録から44年4月から同年7月頃までの間に払い出されたものと推認でき、申立人は、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時から婚姻により転居するまで継続してA市に居住していることから、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料の納付方法等の詳細は不明

である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年 3 月 4 日まで

私は、昭和 30 年 4 月に A 県に臨時職員として採用され、34 年 3 月まで勤務していた。その間、正規職員と共に仕事に従事していた。

申立期間は、臨時職員及び準職員の身分で勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は昭和 30 年 5 月 1 日に政府管掌健康保険被保険者資格を取得し、31 年 11 月 1 日に資格喪失していること、同じく C 課に係る被保険者名簿により、健康保険被保険者資格を同年 11 月 2 日に資格取得し、32 年 11 月 1 日に資格喪失していることが確認できることから、当該期間において、申立人は両事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の B 事務所及び C 課に係る被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の厚生年金保険の記号番号欄に記号番号の記載が無いことから、申立人は厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

また、申立期間中に健康保険被保険者資格を取得し、上記被保険者名簿に記載されている他の職員についても、厚生年金保険の記号番号欄に記載が無いことから、申立期間当時、B 事務所及び C 課は、臨時職員等を政府管掌健康保険にのみ加入させる取扱いをしていたものと推認される。

さらに、申立人は申立期間に係る給与明細書を所持していない上、A 県は当時の資料を保管しておらず、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月5日から4年7月1日まで

私は、平成2年2月5日にA社にパートタイマーとして入社したが、1か月もたたないうち正社員と変わらない勤務体系となった。

また、給料から社会保険料が結構引かれていたのを記憶している。

当然、入社当初から厚生年金保険に加入していると思っていたが、年金記録では申立期間の加入記録が無く、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の「社員名簿」及び同社の回答から、申立人が平成2年2月5日から6年3月29日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する給与支給明細書（平成2年2月から同年12月まで）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（平成3年から5年まで）によると、申立人は平成4年8月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立期間の2年2月分から4年7月分までについては厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、A社が保管する申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、B社会保険事務所（当時）が平成4年7月9日に申立人に係る資格取得年月日を同年7月1日として受け付けていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により申立人は申立期間を含む昭和51年8月から平成4年6月までについて国民年金に加入し付加保険料を含めて納付していることが確認でき、申立期間は国民年金の加入期間となっている。

このほか、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 31 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 8 月 26 日から 51 年 8 月 8 日まで
④ 昭和 51 年 8 月 9 日から 52 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 1 月 25 日まで
⑥ 昭和 53 年 1 月 26 日から同年 5 月 30 日まで
⑦ 昭和 53 年 6 月 5 日から同年 11 月 18 日まで
⑧ 昭和 53 年 11 月 20 日から 54 年 3 月 26 日まで
⑨ 昭和 54 年 3 月 27 日から同年 6 月 14 日まで
⑩ 昭和 54 年 6 月 16 日から平成 6 年 4 月 30 日まで
⑪ 平成 7 年 4 月 10 日から同年 12 月 25 日まで
⑫ 平成 8 年 1 月 7 日から 9 年 8 月 30 日まで
⑬ 平成 9 年 9 月 2 日から 10 年 11 月 30 日まで
⑭ 平成 14 年 11 月 15 日から 15 年 6 月 22 日まで
⑮ 平成 17 年 7 月 3 日から 18 年 7 月 19 日まで

私は、申立期間①及び②については、昭和 36 年 4 月に A 市の B 社に入社し、39 年頃からは C 市の D 社で勤務し、その後 E 社において継続して勤務していた。C 市に行ってから E 社の事業主の指示で F 市に行くまでの作業場所は、全て G 社 H 工場内であった。

申立期間③及び④については、前述の事業主から、「F 市の I 社で急ぎの大きい工事が入ったので、そっちへとりあえず単身で行ってほしい。」と頼まれ、F 市に転勤し、当初は、J 社の寮に入居し、I 社内の工事現場で、E 社の社員として勤務していた。その後、事業主から K 社 L 工場の工事の先行打合わせに行くよう指示があり、工事の長期化が予想されたため、F 市から

M市へ引っ越したところ、6か月後に工事が延期になり、今度はN地区のI社に行くように事業主から指示を受けたが、断ったため物別れとなり、E社を退職した。

申立期間⑤については、Oハローワークの紹介でP社の事業主に面接し入社した。入社後しばらくはP社の事務所で仕事に従事していたが、Q社R工場に出向した。ハローワークの求人票に「各種保険有」とあったことを記憶している。

申立期間⑥、⑧及び⑨については、S業種のT社、U社、V社及びP社に入社し、それぞれの事業所からQ社R工場及びQ社W工場、X社、Y社Z工場、a社及びb社に、派遣又は出向によりc業務及びd業務の職として勤務していた。給与はS業種のいずれかの会社から毎月20万円程度を現金で受け取っていたが、必ずしも勤務先を指示した派遣元である申立事業所から受け取っていたのではなかった。また、ハローワークの求人票に「正社員」、「保険完備」と記載があったことを記憶している。

申立期間⑦及び⑩について、Oハローワークの紹介でe社の職員の面接を受け、K社g工場へ行くよう指示された。申立期間⑦は、g工場の第3期改修工事が始まる初期段階でQ社の現場から出向していたが、申立期間⑩は、g工場の改修工事が始まる段階になり、g工場h部より本採用にする旨の連絡を受け、改修工事に従事した。第3期改修工事終了後、私の勤務状況、仕事内容等の評価が高く、継続して勤務することになり、K社i工場にも派遣されたこともある。

申立期間⑪について、Mハローワークの紹介でj社に入社し、k社l工場及びk社m工場に出向した。ハローワークの求人票には、「各種加入保険有り」と記載されていた。

申立期間⑫について、Mハローワークの紹介で、n業種のo社p支社で支社長に面接し、入社した。Q社W工場及び同工場内のq社で派遣又は出向により、勤務していた。入社条件の求人票に「各種加入保険有り」と記載されていたことを記憶している。

申立期間⑬について、Mハローワークの紹介で求人票に「各種加入保険有り」と記載されていたr社に入社し、s社t工場の子会社であるu社に出向し、同社の作業服を着用し同社社員として働いた。

申立期間⑭について、Mハローワークの紹介でv社（後の、w社）の課長に面接を受け採用となった。同事業所が業務提携しているx社が請け負った業務に従事し、入社後半年ぐらい経過後総括本部長の辞令を受けたが事業主との意見の相違から退職した。

申立期間⑮について、yハローワークの紹介で、z社の正社員としてA業務及びB業務に関する仕事をした。取引先としてC社D工場、s社E工場を記憶しており、ほかにもF国での新工場建設計画にも携わった。

いずれの申立期間についても厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の申立事業所における在籍状況については、オンライン記録からB社及びD社の両事業所において厚生年金保険の加入が確認できる同僚の証言により、B社からD社への移籍の時期は不明ながら、継続して両事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、B社における厚生年金保険の資格喪失日（昭和39年8月31日）及びD社における資格取得日（昭和41年3月1日）が申立人と同日である同僚のB社に係る健康保険被保険者証は、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同日の昭和39年10月6日に返納処理されていることが確認できる上、D社に係る厚生年金保険の新規適用日は、申立人の同事業所における資格取得日と同日であることから、申立期間①当時、同事業所は適用事業所ではない。

また、B社の当時の事業主及び役員並びにD社の当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、D社の当時の役員は、「D社の設立当初は社会保険に加入していなかったが、勤務していた者との話合いで社会保険に加入することになり、自分が手続に行った記憶がある。」としていることから、申立期間①当時、申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の申立事業所における在籍状況については、オンライン記録からD社及びE社の両事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言により、D社からE社への移籍の時期は不明ながら、継続して両事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、D社における資格喪失日（昭和44年9月26日）及びE社における資格取得日（昭和44年11月1日）が申立人と同日である同僚4人のD社に係る雇用保険の離職日は、申立人を含め全員が昭和44年9月25日であり、同事業所における厚生年金保険の資格喪失日と符合する。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、前述の同僚4人のうち2人のD社に係る健康保険被保険者証は、申立人と同日の昭和44年10月30日に返納処理されていることが確認できる上、E社に係る厚生年金保険の新規適用日は、申立人の同事業所における資格取得日と同日であることから、申立期間②当時、同事業所は適用事業所ではない。

さらに、E社の事業主は、「事務所を開設した時に、社会保険の加入手続

が遅れ、未加入期間があった記憶がある。」としていることから、申立期間②当時、申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④について、E社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚の回答から申立人は、申立人が主張する工事現場において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のE社における雇用保険の離職日は昭和48年8月25日であり、同事業所における厚生年金保険の資格喪失日（昭和48年8月26日）と符合する上、オンライン記録によると、同事業所は、同年9月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間③及び④について、申立人がE社の社員として同じ工事現場で勤務していたとする同僚は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、申立人が一緒に勤務していたとする工事の請負元の社員は、当該請負元の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、E社の社員として勤務していたとする申立人は、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、申立事業所であるP社の社員指導担当であったとする元従業員は、「当時はQ社R工場に当社からc業務等の当該専門員を送っていたが、当該専門員は外注社員であり、当社の正社員ではなかった。正社員であれば厚生年金保険に加入するが、外注社員については正社員ではないので、加入していなかったと思う。」としている。

また、P社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立事業所の元事業主の妻は、「夫は現在病気のため、申立期間当時について答えることができない。また、会社は既に倒産しており、資料も残っていないので、当時のことは不明である。」としており、申立人が記憶する同僚及び会社関係者からも文書照会に対する回答は得られず、申立人の勤務実態等について具体的な供述は得られない。

加えて、派遣先のQ社は、「当時、当社R工場及びW工場の人事記録、退職者名簿及び健康保険・厚生年金保険の取得・喪失の記録を確認したが、申立人の名前は無い。申立人は、当社の従業員ではなく、他社からの派遣ではないかと推測される。」としており、同事業所における申立人の雇用保険被

保険者記録は無く、同事業所R工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥、⑧及び⑨について、申立人が記憶する申立事業所であるT社及びU社の設立時からの関係者で、申立事業所であるV社に在籍していた者は、「T社及びU社はV社の孫請会社で、V社はQ社の下請会社として仕事を請け負っていたが、Q社の仕事は個人事業主では請け負えないため、下請会社の社名を貸し、個人契約の外注者を派遣していた。個人契約者はいずれの事業所でも正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

また、T社の事業主からは文書照会に対する回答は得られず、U社及びV社の事業主は、いずれも「申立期間当時の資料は無い。申立人が勤務していたか否かの記憶も無いため、申立人の在籍、勤務状況は不明である。」としており、申立人の勤務状況について具体的な供述は得られない。

さらに、U社に係る厚生年金保険の新規適用日は昭和54年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない上、申立人の申立期間⑥、⑧及び⑨に係るU社、T社、V社における雇用保険被保険者記録は無く、いずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、派遣先のa社（現在は、㊸社）は、「保管している採用に係る資料に申立人の名前は無い。申立期間に勤務していた従業員によれば、申立人は知らないが、外注先にV社から外注社員が勤務していた。外注社員は、当社の正社員ではないので、外注費をV社に払っていた。」としており、派遣先のいずれの事業所も、人事記録、社員名簿等の記録を確認したが、申立人の名前は無く、申立期間当時に勤務した従業員にも申立人の名前を記憶する者はいないとしている上、申立人の雇用保険被保険者記録は無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間⑥、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑦について、申立人が名前を挙げた同僚等の厚生年金保険の記録から、期間は特定できないが、申立人がe社又はK社g工場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間に係る申立事業所の健康保険の整理番号をオンライン記

録により確認したが同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立人が、申立事業所に入社する際に面接を受けたとする申立事業所の元職員は、「私の部下に、e社の社員で㊸業務担当が一人だけいた。仕事の受注競争が厳しいので、同社では、社員をあまり雇用しないようにしていたので、その㊸業務担当者は、私が取ってきた仕事を外注業者に差配していた。申立人については、思い当たる人物が一人いるが、それが申立人かどうか定かでない。」と回答している。

さらに、K社の人事関係を代行する㊹社は、「申立人の当社での在籍記録は無く、申立期間当時、外注業者と交わした請負関係の書類は、保存年限経過のため廃棄済みである。」と回答している。

加えて、申立人は、Oハローワークの紹介により、申立事業所に入社したとしているが、求人票等の資料は廃棄済みのため、申立人が主張する求人内容を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間㊺に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間㊻について、申立人が提出したK社g工場のもので推測される「㊼業務グループ機能組織図(1984年1月1日)」には、協力会社欄にe社、責任者として申立人の名前が記載されていることから、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の「㊼業務グループ機能組織図」に記載されている申立事業所の同僚には、申立事業所に係る厚生年金保険と符合する雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間に係る申立事業所の健康保険の整理番号をオンライン記録により確認したが同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立人は、「平成6年頃、K社で外注作業員の死亡事故が発生し、労働基準監督署の指導を受けたことがあり、同事業所i工場の室長から、『法人化すれば仕事を継続することができる。』と言われたため、㊽社を設立した。」としており、商業登記簿謄本により、申立人を代表取締役とする同社が平成7年4月10日に設立されていることが確認できるところ、申立人に法人化を勧めたとするK社i工場の元室長は、「申立期間当時の㊼業務担当者に問い合わせたところ、昭和54年頃、㊼業務外注の部屋に申立人がいたことを記憶していたが、1990年(平成2年)末からk社が設立された1991年(平成3年)4月頃、K社の外注業者が全て同社に移管された際、申立人はその中に入っていなかったため、その後の所在は分からないとしている。」と供述している上、K社の人事関係を代行する㊹社は、「申立人の当社での在籍記録は無く、申立期間当時、外注業者と交わした請負関係の書類は、保

存年限経過のため廃棄済みである。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和 55 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までの間、当時居住していたM市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 申立期間⑪について、j社の元取締役は、「申立人には、平成7年頃、主にK社の㊸業務関係の仕事をしてもらっていた。」としており、期間は特定できないが、K社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の元取締役は、「申立人は、j社と請負関係にあり、申立人からの請求書か、口頭によるものか定かではないが、申立人に対し出来高制で支払いをしていたと思われる。申立人は、j社の社員ではない。」と回答している。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間に係る申立事業所の健康保険の整理番号をオンライン記録により確認したが同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立事業所は、「申立期間及びその他の期間においても、当社において、申立人の在籍は確認できない。」としている上、出向先としている①社（当時は、k社）は、「申立期間当時、申立人が当社に在籍した記録は無い。また、申立期間当時、外注業者と交わした請負関係の書類は、保存年限経過のため廃棄済みである。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和 55 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までの間、当時居住していたM市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

その上、申立人は、Mハローワークの紹介により、申立事業所に入社したとしているが、求人票等の資料は廃棄済みのため、申立人が主張する求人内容を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間⑪に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 申立期間⑫について、申立事業所であるo社では、申立人に係る平成8年2月7日から9年8月8日までの在籍記録が確認できるとしている。

しかしながら、申立事業所は、「申立期間当時の給与明細書等の関係書類は廃棄しているが、健康保険の加入記録に申立人の記録は無いため、申立人は厚生年金保険に加入していないと思われる。また、派遣社員は短期間の雇用を繰り返す短期間雇用社員であり、当該社員は国民年金に加入することを前提として就労しており、国民健康保険への加入も勧めていた。」としてお

り、申立人が記憶する同事業所の p 支店長は、「申立人は q 社に勤務していたが、短期間の雇用を繰り返す者で、厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

また、申立人の申立期間における申立事業所の雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人は、昭和 55 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までの間、当時居住していた M 市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間前に q 社の役員をしていた関係者は、「当社は、V 社の親会社の M 社と Q 社の共同企業で、Q 社の退職者を再雇用していたが、同社以外の者を、正社員として雇用することは無い。」としている。

加えて、申立人は、M ハローワークの紹介により、申立事業所に入社したとしているが、求人票等の資料は廃棄済みのため、申立人が主張する求人内容を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間⑫に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 10 申立期間⑬について、申立人が申立事業所である r 社における上司又は同僚として名前を挙げた者のうち、照会に回答のあった二人は、いずれも申立人を知らないとしていることから申立事業所における勤務実態を把握できない上、関連会社における同僚として名前を挙げた者で、照会に回答のあった 7 人のうち、申立人を知っているとする同僚 1 人は、「業務の便宜上、r 社に 2、3 か月程度、席を貸しただけである。」としている。

また、申立人が名前を挙げた申立事業所の事業主は、「申立人は、平成 9 年 9 月頃から 10 年 8 月頃まで勤務していたが、正社員ではなく、当社の A 業務・N 業務の請負作業を委託した外注業者であり、J 社名で代表者「C」に委託代金を銀行に振り込んだ。」としている。

さらに、申立人が出向先であったとする u 社は、「他社に採用されている者が当社に出向（労働派遣）している場合は、当社で社会保険に加入することは無い。」としている。

加えて、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録により、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

その上、申立人は、昭和 55 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までの間、当時居住していた M 市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑬に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 11 申立期間⑭について、申立人は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、v社において平成14年12月1日に資格を取得し、15年5月31日に離職していることから申立事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、代表取締役の申立期間に係る年金記録は国民年金に加入となっていることが確認できる。

また、申立事業所の代表取締役からは申立人に係る詳細を聴取することができず、申立事業所と業務提携をしていたx社の元代表取締役及び申立人が従事したとするQ社等にv社における厚生年金保険の取扱状況について聴取したが、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等についての具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたM市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑭に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 12 申立期間⑮について、申立人は、申立事業所であるz社の所在地及び職務内容等を具体的に記憶しており、当時の同僚等の証言からも時期は確定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立事業所の元役員は、「申立人は非常に短期間の雇用で正社員ではなく外注だったかもしれない。」としている。

また、申立人に係る平成17年分及び18年分の確定申告書の写しによると、当該期間は社会保険料控除欄には記載が無く、同控除の申請を行っていないことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたM市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑮に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 13 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 5 日から 34 年 3 月 4 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 2 日から 37 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 2 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 20 日まで

私は、厚生年金保険から脱退する制度があることを知らなかったし、退職後も就職する予定でいたので、厚生年金保険を継続するつもりだった。

脱退手当金が支給された記録になっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は全て同一番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金を受給したために別番号が付番されたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年頃
② 昭和34年頃
③ 昭和34年頃

私は、結婚前の昭和34年頃だったと思うが、A社（現在は、B社）ではCの製造に、D社ではEの製造に、F社ではGの製造等の業務に従事し、それぞれの勤務時期及び勤務期間を含む当時の事は忘れて思い出せないが、厚生年金保険の記録が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立事業所での勤務時期及び勤務期間を含む当時の事は覚えていないとしている上、申立人が名前を挙げ、A社、D社及びF社に勤務したと証言している当時の同僚は、「私はA社でHの仕事をしていましたが、申立人は流れ作業で製品の袋詰めや製品の仕上げの仕事をしていたと思う。勤務場所が同じだったかどうかは覚えていない。」と証言していることから、申立人の当該期間に係る勤務状況について、確認することができない。

また、B社は、「昭和34年当時、社内で管理していた『社会保険番号台帳』を確認したところ、申立人の氏名は見付からなかったことから、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」としており、申立人の申立事業所における厚生年金保険への加入状況は確認できない上、「当時の製造工場とは別の内職所において、製品の袋詰め作業に従事していたパート勤務もいたようである。」としていることを踏まえると、申立人は、パート勤務であったため厚生年金保険に未加入であった可能性も考えられる。

申立期間②について、申立人は申立事業所での勤務時期及び勤務期間を含む当時の事は覚えていないとしている上、D社は、「当社及び関連会社であるI

社における昭和 35 年頃の労働者名簿(一般社員及び臨時社員)を確認したが、申立人の記載は無かった。」としており、申立人の当該期間に係る勤務状況は確認できない。

また、上記同僚は、「私は、D社に勤務したことがあるが、同社で申立人と一緒に勤務した記憶は無い。申立人はJ社に勤務していたと思う。」としているところ、オンライン記録により、当該同僚は、D社において昭和 35 年 8 月 11 日から 37 年 5 月 23 日まで厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人は、当該同僚の供述のとおり、申立期間とは異なる 35 年 12 月 1 日から 36 年 3 月 4 日までJ社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、D社は、「申立期間当時における女子社員の雇用形態は、一般社員(本工員)のほかに臨時社員も雇っていた記録がある。臨時社員の勤務に係る記録は保存しておらず詳細は不明であるが、社会保険適用外と思われる。」としていることを踏まえると、申立人は、一般社員ではなかったため厚生年金保険に未加入であった可能性も考えられる。

申立期間③について、申立人は申立事業所での勤務時期及び勤務期間を含む当時の事は覚えていないとしている上、F社は、「昭和 34 年頃の資料が会社に無く、不明。」としており、申立人の当該期間に係る勤務状況は確認できない。

また、申立人は、上記同僚について、F社では同僚ではなかったとしているところ、当該同僚は、「私は、申立人と昭和 40 年頃、4、5 か月間F社で一緒だったと思う。私は当時妊娠し、工場の臭いが気になることもあり、仕事は4、5 か月で辞めた。」としており、申立人の供述内容と同僚の回答内容に齟齬がみられるが、当該同僚のF社における厚生年金保険の加入期間は昭和 40 年 3 月 20 日から同年 7 月 9 日までであることが確認でき、供述と符合する。

さらに、上記同僚は、「職員に係る厚生年金保険等の社会保険関係手続、給与からの厚生年金保険料の控除、及び厚生年金保険等の社会保険に係る担当職員については、覚えていない。」としている。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月21日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者期間は、平成元年5月1日から同年6月21日までの1か月と記録されている。
しかし、私が所持するA社に係る平成元年5月分及び同年6月分の給与明細書において、2か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は平成元年5月1日から同年6月21日までとなっており、被保険者期間が1か月とされているところ、申立人が所持する申立事業所に係る同年5月分及び同年6月分の給与明細書並びに平成元年分の源泉徴収票により、2か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録の離職年月日は、平成元年6月20日となっており、オンライン記録と符合している。

また、申立事業所は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務状況等は不明であるが、オンライン記録どおりに申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったと思う。また、当時における給与の締め日は、毎月20日であった。」としているところ、上述の源泉徴収票には、申立事業所に係る退職日は平成元年6月20日と記載されている上、同事業所における給与支払額と上述の給与明細書に記載された給与総支給額の合計額は一致している。

さらに、申立人は、「申立事業所における退職日をはっきり覚えていない。」としているが、申立人が所持するメモには、平成元年5月1日に申立事業所に

入社し、同年6月20日に退職したことが記載されていること、及び上述の雇用保険の離職日も同日とされていることを踏まえると、申立人の申立事業所における退職日に誤りは無く、申立人は、申立期間において同事業所に使用されていないため、厚生年金保険被保険者となることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月2日から21年9月10日まで
オンライン記録によると、私の夫が昭和20年7月2日から21年9月10日まで勤務したA社に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、夫から脱退手当金を受け取ったという話は聞いていない。脱退手当金が支給されたとする昭和21年頃は、夫の兄が病気のため家族そろってBに帰国したと聞いており、夫が請求手続を行ったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を示す「脱」の記載とともに「支給額 105 円、支給日 21.10.20」と記載されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間後の被保険者期間とは別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人は既に死亡しており、申立人の妻から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給したことについて申立人から話を聞いたことが無いと主張するのみで、このほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。